

1. 対象樹林

指定番号	所在地	都市計画区分	形態	面積
18	太白区柳生字沢目33	市街化調整区域	屋敷林	2,229.28㎡
19	泉区野村字仁平14-1	市街化調整区域	屋敷林	1,675.15㎡



図1 位置図(広域)

2. 保存樹林の指定基準

指定しようとする樹林が、規則で定める要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。(杜の都の環境をつくる条例第19条第1項第2号)

規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当すること。(同条例施行規則第14条)

- (1) 次のいずれかに該当すること
 - イ 樹林を構成する樹木の樹冠投影面積の合計が300㎡以上であること
 - ロ 並木をなす樹林にあっては、その並木の延長が100㎡以上であること
- (2) 樹林の存する土地が、市街化区域内に存し、又は次のいずれにも該当すること
 - イ JR東北本線仙台駅からおおむね半径10km圏内に存すること
 - ロ 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域以外の区域に存すること

3. 樹木保存区域の指定基準

保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、規則で定める基準に従い、当該保存樹木等の存する土地の区域の全部又は一部を樹木保存区域として指定することができる。(杜の都の環境をつくる条例第19条第2項)

樹木保存区域に指定しようとする土地の範囲について、保存樹木等の樹冠投影面(当該部分に建築物等が建築されている場合は、建築物等の建築面積に相当する部分を除く。)の部分及びその周辺の土地のうち市長が適当と認める部分とする。(同条例施行規則第15条)

4. 対象樹林の詳細

① 太白区柳生の屋敷林(保存樹林及び樹木保存区域の指定)

(1) 概要

指定番号	18	所在地(形態)	太白区柳生字沢目33(屋敷林)	
都市計画区分	市街化調整区域		面積	2,229.28㎡
主な樹種	高木:スギ, シロダモ, エノキ, ヤブツバキ等			
指定基準該当	施行規則第14条第1号イ, 第2号イ・ロ			

(2) 指定の理由

太白区柳生は仙台市の最南部に位置し、かつては田園風景が広がっていたが、区画整理や都市計画道路の整備などにより市街化が急速に進んでいる。対象樹林は住宅地の北側にあって都市計画道路からもよく見え、かつての地域の姿を偲ばせる良好な景観を形成している。樹林はスギを中心にシロダモ、エノキなどが繁茂し、北側は竹林となっているが、いずれも所有者により良好に管理され、生育も良好である。これらの点から、保存樹林に指定し保全を図る必要があるものと判断される。

(3) 位置図

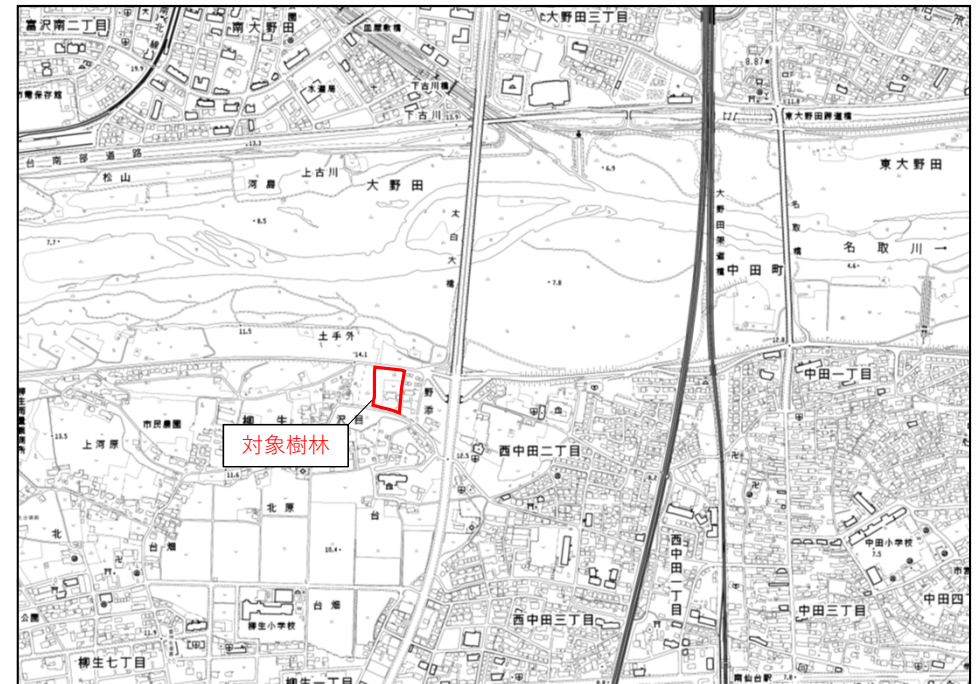
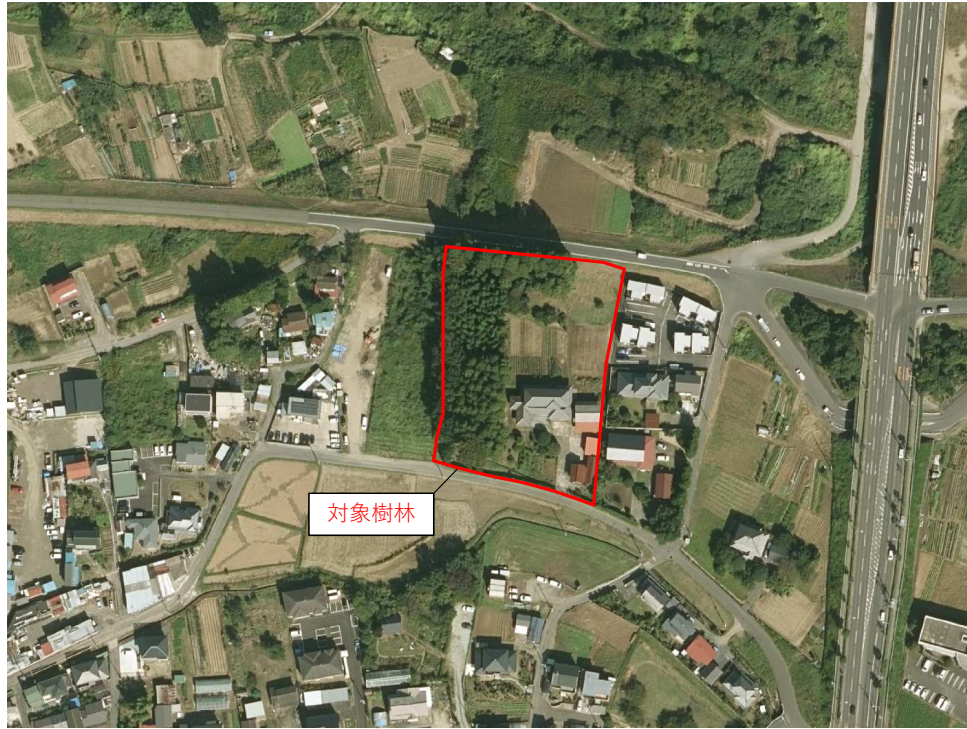


図2 位置図(対象樹林の近隣)

(4) 樹林の様子 (写真による紹介)



(上空より)



(樹林内の様子)



(樹林西側)



(敷地の南側より)



(樹林南端)



(敷地の北側より)



(敷地の南西側より)

(5) 保存樹林および樹木保存区域の範囲

樹冠投影範囲のうち、北側と西側は土地境界、南側は敷地内の小水路、東側は樹冠投影線とほぼ同様の区域境を設定し、これらに囲まれた範囲を保存樹林及び樹木保存区域に指定する。



図3 保存樹林の範囲

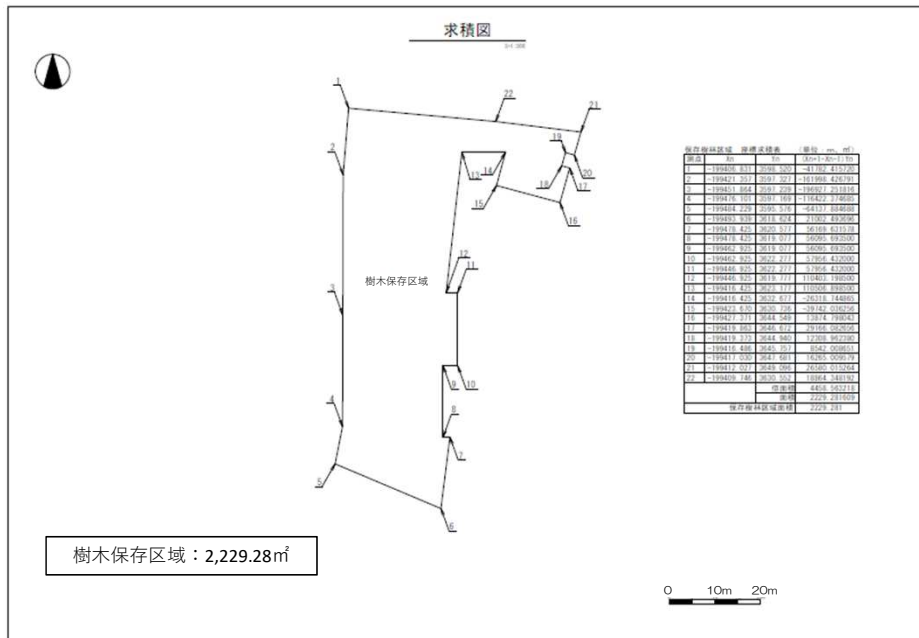


図4 樹木保存区域の範囲

(2) 泉区野村の屋敷林（保存樹林及び樹木保存区域の指定）

(1) 概要

指定番号	19	所在地（形態）	泉区野村字仁平14-1（屋敷林）
都市計画区分	市街化調整区域	面積	1,675.15㎡
主な樹種	高木：スギ、イヌシデ、ウワミズザクラ、シラカシ等		
指定基準該当	施行規則第14条第1号イ、第2号イ・ロ		

(2) 指定の理由

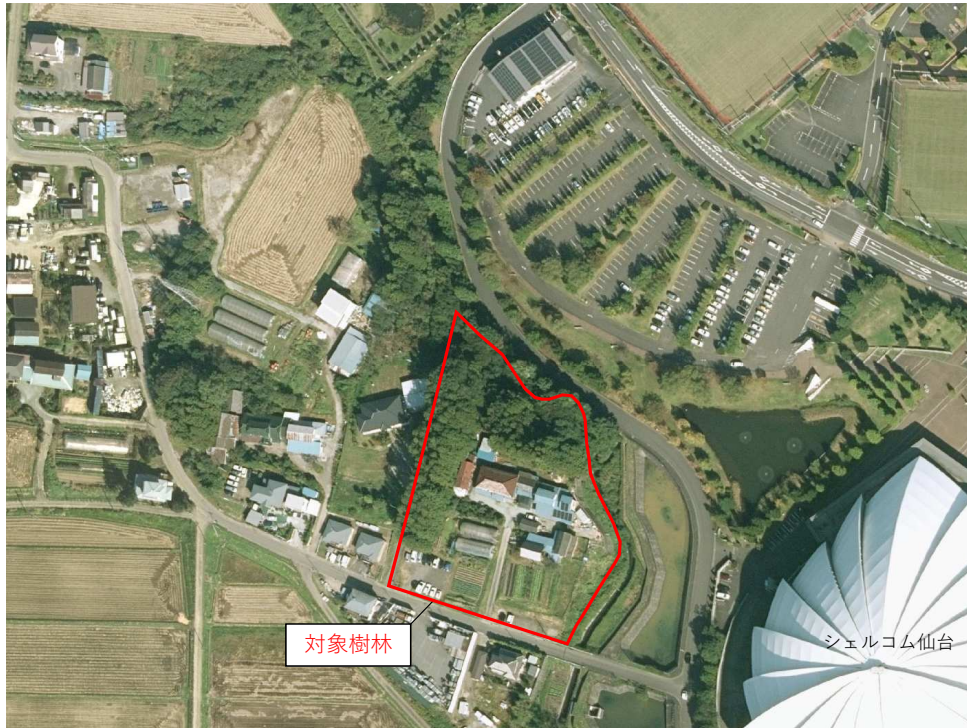
泉区野村地区は、泉パークタウンや加茂団地といった隣接部の宅地化が進む中で、大きく成長した居久根をもつ住宅が今なお多く見られ、美しい田園風景を眺望できる。対象樹林は現所有者の数代前から存続しており、約60年前に用材確保のため伐採した際に植えた苗木が生長したものである。高さ20mを超えるスギを主とした樹林は生育が良好で下層や林床も適度に管理されており、人々の暮らしや様々な生物にも利用されていたと考えられる。以上より、住宅地に隣接する貴重な屋敷林として、保存樹林に指定し保全を図る必要があるものと判断される。

(3) 位置図



図5 位置図（対象樹林の近隣）

(4) 樹林の様子 (写真による紹介)



(上空より)



(敷地西側より)



(樹林内の様子)



(敷地南東側より)



(樹林北側から東方を望む)



(敷地南側より)



(樹林内の様子)

(5) 保存樹林及び樹木保存区域の範囲

原則として樹冠投影線あるいは敷地境界を区域境とし、これらに囲まれた範囲を保存樹林および樹木保存区域に指定する（樹林南端部は所有者の意向により指定範囲から除外する）。

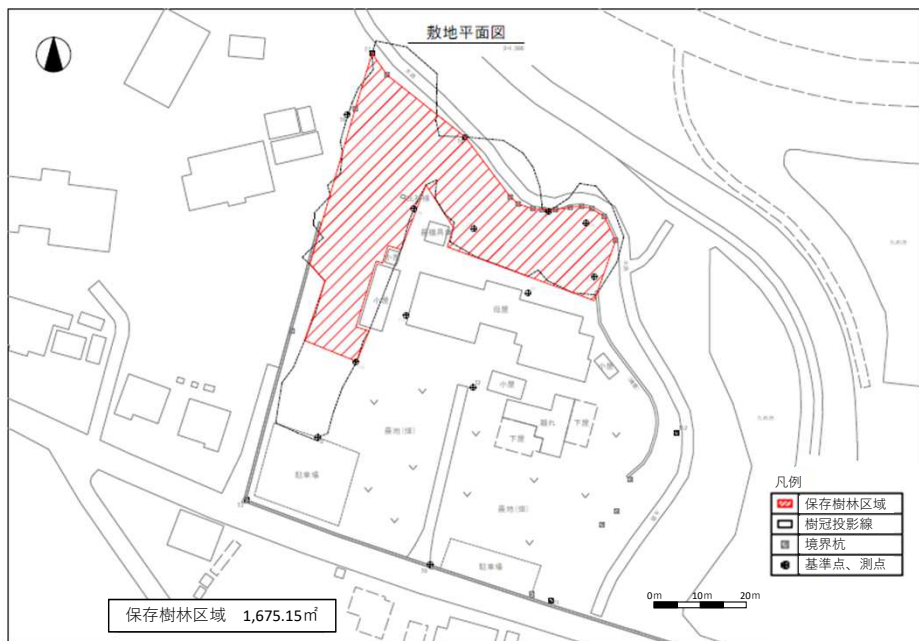


図6 保存樹林の範囲

【参考】保全協定・保全助成制度

- 市と所有者とが保全協定を締結すると、所有者は以下の援助を受けることができる。
 - ・固定資産税および都市計画税の課税免除
 - ・病虫害駆除に関する援助
 - ・補植のための苗木等のあっせん
- 樹林の保全に関する助成制度を利用できる。
 - ・枯損防止のための措置（上限30万円）
 - ・非常災害のため必要な緊急措置（費用の1/2 上限10万円）
 - ・屋敷林の除伐、剪定等の管理行為（50万円まで全額、それ以上は費用の1/2 上限200万円）
 - ・屋敷林内の植栽費（費用の1/2 25万円を超える場合は25万円）

【参考】保存樹林の指定実績（令和2年12月1日現在）

- 指定件数 17件
 - ・街路樹 4件（5箇所）
 - ・公園 2件
 - ・屋敷林 9件
 - ・その他（アカマツ林、生垣）2件
- 所在（区別）
 - ・青葉区 10件
 - ・宮城野区 1件
 - ・若林区 2件
 - ・太白区 2件
 - ・泉区 1件

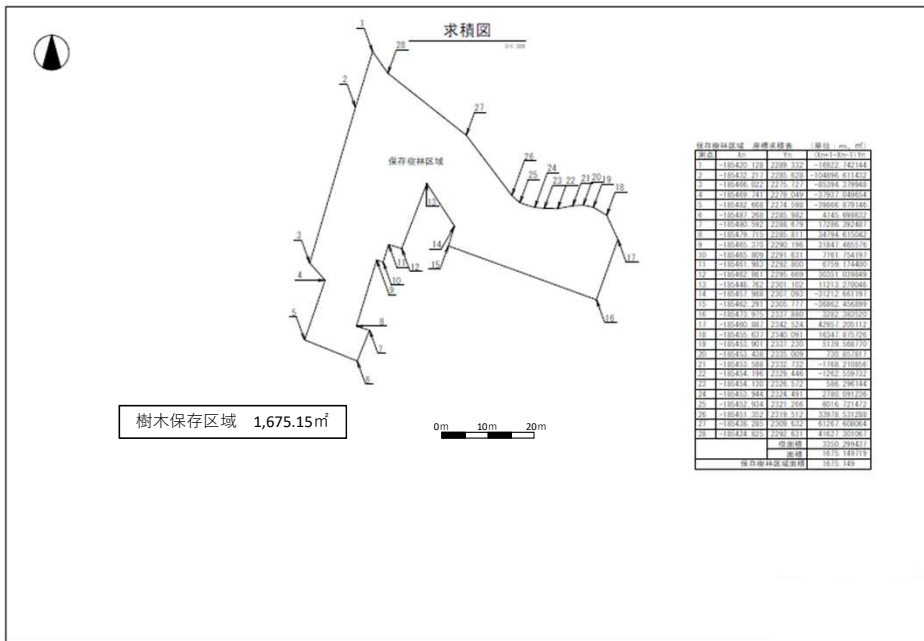


図7 樹木保存区域の範囲